「地方税の税制優遇」検討における
基本的考え方（案）概要版

令和6年(2024年)11月

北海道経済部ゼロカーボン推進局
札幌市まちづくり政策局グリーントランスフォーメーション推進室

(1)対象とするGX事業・金融事業について

《**GX事業**》
○国が「GX実現に向けた基本方針」で示した22分野（国際競争力向上に資するGX事業）のうち、チーム札幌・北海道で取り組む「８つのGXプロジェクト」の分野と道省エネ・新エネ条例に定める新エネルギーの一部である再生可能エネルギーを対象。

《**金融事業**》
○ GX関連事業へ資金等提供や、その円滑化・効率化等に寄与する技術やサービス（フィンテック）の提供を行う金融事業を「GX産業集積に資する金融事業」として対象とする。

GX事業

「８つのGXプロジェクト」の分野

①洋上風力関連産業	**②合成燃料(SAF等)**	**③水素**	**④蓄電池**
⑤次世代半導体	**⑥データセンター**	**⑦海底直流送電**	**⑧電気及び水素運搬船**

「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に規定するエネルギー分野

新エネルギー	① **太陽光、風力、水力、雪氷又はバイオマス（生物体をいう。）を利用して得られるエネルギー、太陽熱、地熱その他の環境への負荷が少ないエネルギー** 2　工場、変電所等から排出される熱、廃棄物を利用して得られるエネルギーその他のエネルギー又は物品を再利用して得られるエネルギー 3　エネルギーの利用の効率を向上させ、又は環境への負荷を低減させるエネルギーの利用形態

資金等提供

金融事業

GX関連事業への資金等提供
：GX関連事業への投資その他の金融サービスを提供する事業
・投資取引仲介　・ファンド募集
・投資助言・代理　・投資運用　等

フィンテック
：証券投資、融資、決済、保険等にＡＩ、ブロックチェーンなどデジタル技術を用いて金融サービスを提供する事業

(2)対象事業者と税目について

○対象事業者は、道外から道内（札幌市）に進出する事業者だけでなく、GX事業の拡大等に取り組む道内事業者も対象とする。
○対象税目は、**道税**は**法人道民税**(均等割除く）、**法人事業税、道固定資産税、不動産取得税、市税**は、**法人市民税**(均等割除く）、**事業所税、固定資産税、都市計画税**とする。

	事業者の具体的な範囲・条件	対象税目							
		道　税				札幌市税（札幌市内に限る）			
		法人道民税	法人事業税	道固定資産税	不動産取得税	法人市民税	事業所税	固定資産税	都市計画税
GX	Ⅰ道外から道内に進出する事業者 Ⅱ道内で創業する事業者 Ⅲ道内のスタートアップ事業者（設立から5年以内で革新的な事業を行うと認定された事業者） Ⅳ道内で新分野・新事業として参入する事業者	○	○	○（設備投資を行う場合対象）	○（設備投資を行う場合対象）	○	○	○（設備投資を行う場合対象）	○（設備投資を行う場合対象）
	Ⅴ既に道内でGX事業に取り組む事業者が、道内で事務所や工場などを新設又は増設する場合（設備投資のみを対象）	―	―	○	○	―	―	○	○
金融	Ⅰ道外から札幌に進出する事業者 Ⅱ札幌で創業する事業者 Ⅲ道内のスタートアップ事業者（設立から5年以内で革新的なフィンテック事業を行うと認定された事業者） Ⅳ札幌で新事業として参入する事業者	○	○	―	―	○	○	―	―

(3)優遇期間・税率・制度期間について

○他県の制度も念頭に、本道の再エネ等のポテンシャルや特区による規制緩和に加え、税制優遇と企業立地補助金をはじめとした支援施策により、本道の立地優位性を確保していくことが必要。
○事業着手に多額のコストがかかる、また、事業の予見可能性が低く、収益化までに長期を要するGX事業の特性を踏まえると、中長期的な支援がGX産業振興の観点からも有効。
○以上を踏まえ、GX事業では、道税（法人道民税・法人事業税・道固定資産税）、市税（法人市民税・事業所税・固定資産税・都市計画税）の**優遇期間・税率を10年間(1～5年目最大全額免除、6年目以降最大１/２免除)**とする。道税の不動産取得税は、**取得時全額免除**とする。金融事業は、道税(法人道民税・法人事業税)、市税(法人市民税・事業所税)を**優遇期間・税率を10年間(最大全額免除)**とする。

税　目	**道　税**	**法人道民税・法人事業税・道固定資産税** (均等割除く)　（金融事業除く）	**不動産取得税** （金融事業除く）
	市　税	**法人市民税・事業所税・固定資産税・都市計画税** (均等割除く)　（金融事業除く）　（金融事業除く）	
優遇期間・税率	**GX事業**	**10年間（１～5年目最大全額免除、6年目以降最大１/２免除）**	**取得時全額免除**
	金融事業	**10年間（最大全額免除）**	

○国の「GX実現に向けた基本方針」は、2032年度までのロードマップの位置づけとなっており、国の政策との連動性を図る観点から、本税制優遇の**制度実施期間を2032年度**までとする。
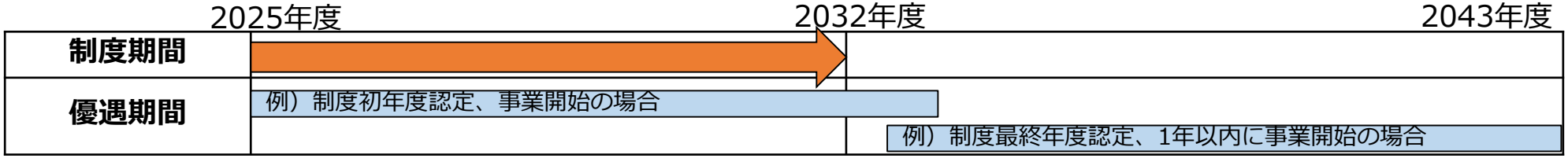
《期間のイメージ》